

県内の患者の発生状況

1 検査陽性者の状況（令和2年4月23日 24時現在）

（単位：人）

検査実施者数	陽性者数（累積）					
	入院（宿泊療養を含む）				死亡	退院
	中等症以下		重症			
6,463	580	357	328	29	22	201
+250	+20	+2	+3	-1	0	+18

※下段は前日比

2 患者クラスター（集団）別等の患者数（371人）

（単位：人）

区分	延べ患者数
神戸市中央市民病院（神戸市）	31
神戸赤十字病院（神戸市）	11
神戸西警察署（神戸市）	12
神戸市環境局（神戸市）	12
健康観察等が終了したもの（認定こども園、宝塚第一病院、グリーンアルス伊丹、仁恵病院、ライブ関係 等）※重複4人	109
海外渡航関係	25
その他（県外陽性者の濃厚接触者 等）	175
人員	371

3 調査中（陽性確認から約2週間）（133人）

区分	県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	計
推定感染源を確認中	14	25	0	0	4	11	54
他府県等へ調査依頼中	1	3	0	3	1	0	8
調査困難・非協力	2	1	0	0	0	0	3
調査中	5	41	3	2	5	12	68
合計	22	70	3	5	10	23	133

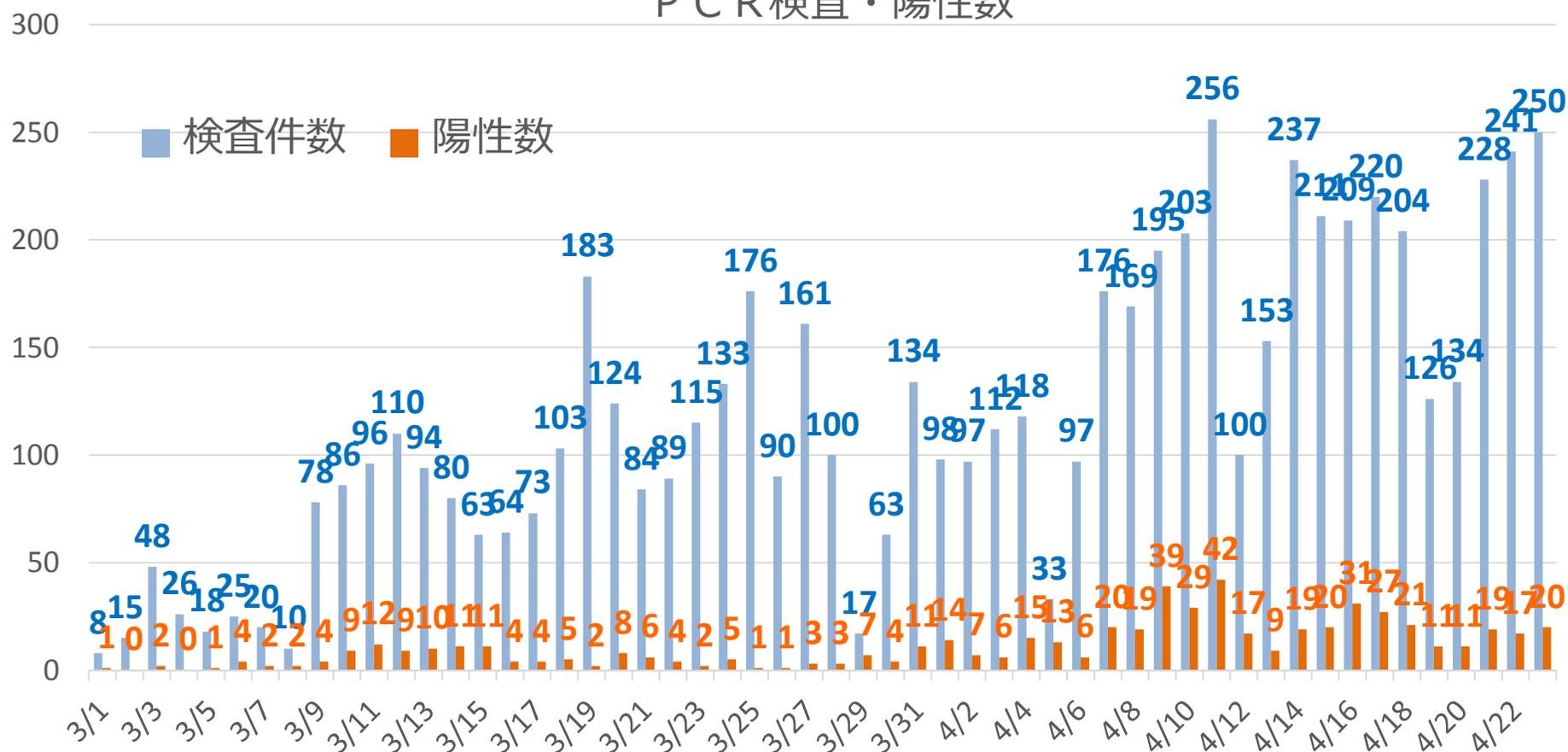
4 感染源不明（76人）

区分	県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	計
合計	9	49	1	6	1	10	76

検査陽性者の状況 4/23時点

検査数 (累計) 6463	陽性者数 (累計)				
	入院(宿泊療養を含む) 357		中等症以下 328	重症 29	死亡 (累計) 22

PCR検査・陽性数



県民の皆様、事業者の皆様へ ～ゴールデンウィークを控えてのお願い～

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するには、人と人との接触機会が8割程度低減されなければなりません。県民の皆様には、外出自粛にご協力いただいておりますが、感染拡大前に比べ、都市部の外出者数は減少しているものの、平日は5～7割減少に留まり、外出の更なる抑制が必要です。特に、大型連休期間は、府県をまたいだ移動や観光施設等への外出の自粛が強く求められます。

また、スーパー、商店街、公園等に多くの人が集まっており、これらの場所での感染対策が必要です。

緊急事態措置期間は5月6日まで続きますが、県民・事業者の皆様には、引き続き、次のことについて、さらなるご協力をお願いします。

1 県民の皆様へ

- (1) 新緑の季節になりますが、生活維持に必要な場合を除き、**5月6日までは、自宅にとどまる**ようにしてください。
- (2) ゴールデンウィークは、帰省や観光地、海、山等のレジャーなど、**府県を越えた移動はやめてください**。特に、パチンコ等の利用などでの移動は厳に慎んでください。
- (3) SNSで人とつながるなど、みんなで工夫して、**連休は家で楽しく過ごしてください**。

2 事業者の皆様へ

- (1) 休業要請等の対象施設は、引き続き**休業にご協力**をお願いします。
- (2) スーパー、商店街、公園等では、適切な入場制限や行列での人と人との距離の確保にご配慮ください。
- (3) 在宅勤務(テレワーク)や分散出勤、サテライトオフィスの活用等に大胆に取り組み、**8割削減**を達成してください。

県民のいのちと健康を守るため、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、ご理解、ご協力をお願いします。

阪神・淡路大震災から一丸となって立ち向かってきた兵庫県だからこそ、この危機とともに立ち向かってまいりましょう。

令和2年4月24日

兵庫県知事 井戸 敏三

特措法第45条に基づく施設の使用制限等に係る「要請」及び「公表」について

1 概要

(1) 法第45条第2項の「要請」（行政手続法上の「行政指導」）

①対象 施設を管理する者等（個別の施設）

②要件

○対象の個別施設が使用の継続を行う場合に感染症のまん延につながるおそれがあると認められること
（例えば専門家の意見を参考とすること）

○実地調査により要請に従っていないことが認められること

○その事実等を対象となる施設に通知（事前通知）してから一定期間を経過した日（事前通知をした日の翌日を基本）以降においても、なお同一の結果が認められること。
（公益上、緊急に要請を行う必要がある場合等には事前通知を必要としない。）

(2) 法第45条第4項の「公表」（「要請」とセット）

○特定可能な個別の施設名等を広く周知することにより、当該施設に行かないようにするという合理的行動を確保

○公表内容

- ・対象施設名及びその所在地
- ・要請の内容
- ・要請を行った理由

○公表方法は県のホームページ等で公表

（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡(4/23)）

2 要請フロー

コールセンターへの通報、関係団体からの情報提供



実地調査（施設担当課及び県民局・県民センター）



4月24日(金)午前実施

県対策本部会議開催

事前通知文書を手交（施設担当課及び県民局・県民センター）



4月25日(土)午前実施

最終現地確認（施設担当課及び県民局・県民センター）



4月27日(月)正午実施

法第45条第2項及び第4項に基づく

施設休止要請、及び施設名公表（4月27日付）

パチンコ店に対する休業要請について

1 県内のパチンコ店・休業状況（4/24 現在）

県内総店舗数	営業中店舗数	休業店舗数
391店	38店（9.7%） ※うち16店舗は、明日4/25(土)から <u>休業予定</u>	353店（90.3%）

2 兵庫県の今後の対応

- ・ 明日午前、特措法 45 条第 2 項に基づく要請する旨の事前通知

【対象施設】 自粛要請に応じていない全店

【通知内容】 4/27(月)正午までに要請に応じない場合は特措法 45 条 2 項に基づく
要請を実施し公表する

[令和 2 年 4 月 23 日付け内閣府通知]

特措法 45 条第 2 項の規定に基づく要請を行うためには、実地調査により特措法第 24 条第 9 項の規定に基づく要請に従っていないことが認められること、事前通知してから一定期間を経過した日以降においても、なお同一の結果が認められること、が求められる。

- ・ 4/27(月)正午以降速やかに
 - ・ 休業要請に応じない店舗に対して、特措法 45 条第 2 項の要請文書を直接手交
 - ・ 要請した施設名、所在地を県ホームページで公表

県立都市公園における大型連休に向けた新たな対応

1 対応内容

全公園の遊具（健康遊具を含む）と駐車場（有料・無料とも）を閉鎖する。

※但し、公園自体は閉鎖しない。

2 対応期間

大型連休中（各公園で準備が整い次第～5月6日（水・祝））

3 県立都市公園における来園者数の現状と大型連休の見込み

（1）令和2年4月の状況

県立都市公園における来園者数（前年同月比（R1年4月、R2年4月比較））

明石	舞子	播磨中央	三木 総合防災	赤穂海浜	淡路島	公園計
45.3%	74.1%	67.2%	92.3%	25.0%	48.9%	77.0%
尼崎の森 中央緑地	甲山森林	西猪名	丹波 並木道中央	有馬富士	一庫	
186.3%	156.7%	65.9%	140.6%	95.8%	126.9%	

（2）大型連休の見込み（想定）

昨年の、大型連休前の土日1日当たりの来園者数と大型連休の1日当たりの来園者数を比較すると約1.9倍となっている。

このことから推定すると、今年の大規模連休においても、今年の大規模連休前の土日の1日当たりの来園者数より多くの来園者数があると想定される。

4 対応による効果

ア 遊具

遊具及びその周辺に子ども等が密集することや、それに伴い近距離での会話や発声が行われること等の密接を回避。

イ 駐車場

自家用車等による遠方からの来園者を抑制。

〔参考〕県立都市公園におけるこれまでの対応

- ・屋内施設及び運動施設は閉鎖（但し、公園自体は閉鎖しない。）
- ・併設のレストラン・売店等は運営事業者に営業自粛を要請
- ・イベント等は中止又は延期
- ・HP、園内放送、看板等による利用者への感染症対策に係る協力の呼びかけ等

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同法の規定及び兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、これまで以上に国や市町等と連携・協力し、感染拡大防止や県民生活・県民経済の安定に向け、同法第24条第9項及び第45条第1項の規定等に基づく以下の緊急事態措置を実施する。

I 区域 兵庫県全域

II 期間 令和2年4月7日～令和2年5月6日

III 緊急事態措置

1 医療体制

(1) 入院体制の強化

- 現在確保している病床（372床）に加え、一定の感染症予防策が講じられた病床確保を進め、感染症病床54床を含め、合計500床（うち重症対応60床）を確保する。
 - ① 県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」に、神戸市立医療センター中央市民病院及び県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」にそれぞれ位置づけ、重症者対策を強化する。
 - ② これらに加え、その他の感染症指定医療機関及び公的・公立医療機関等に病床確保を要請し、4月末までに計500床程度確保する。
- 感染症病床に加え、一定の感染症予防策等を講じた入院病床を確保するため、空床補償経費や診療報酬について、さらなる引き上げを国に要請する。県としても、空床補償経費について国制度に加え、独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し入院患者受入の支援を行う。

あわせて、医療機関において、重症化対策や感染症対策が講じられるよう、人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。
- がん患者、透析患者、妊産婦、小児など、特に配慮を要する方の病床確保を図る。

(2) 無症状者や軽症者への対応

- 患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないように、原則として入院後の無症状者や軽症者の宿泊施設での療養等を行うこととし、順次宿泊施設を確保し、医師・看護師等医療体制を整備し、療養を開始する。

- ・4/11～ ニチイ学館ポートアイランドセンター宿泊棟(100室)
- ・4/13～ ホテルリブマックス姫路市役所前(78室)
- ・4/17～ ホテルヒューイット甲子園西館(200室)
(＊本館は通常営業中)
- ・その他合わせて計700室程度を確保していく。

○今後、患者が増加した場合には、宿泊施設の一層の確保を図る。さらに患者が増加する場合には、感染症対策を徹底の上、自宅待機等での入院調整も検討する。

(3) 外来医療体制の強化

- 帰国者・接触者外来医療機関(46病院)について、患者の動向を踏まえ、阪神間を中心に、さらなる増加を図る。
- 各圏域における外来等受診状況を踏まえ、臨時外来設置等での外来対応に向け、関係市町及び医師会等関係団体と協力して対応する。

(4) 医療用マスク・防護服等の確保

- 医療用マスクについては、国や団体、友好省等からの提供や寄贈により、県全体で概ね6月下旬まで確保できているが、特に確保が困難な医療用マスク(N95)を中心に引き続き確保を図る。
- 防護服等については、県全体では約1か月強の確保が見込まれるが、今後さらなる確保を図る。

(5) 感染者受入医療機関等への支援

- ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金を県・市町(神戸市を除く)で協働して、(公財)兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対して、幅広い層からの寄附による勤務環境改善等の支援事業を実施する。

2 学校等

(1) 公立学校

緊急事態宣言を受け、県内全ての県立学校を4月9日から5月6日まで、臨時休業市町立学校・園(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園)においても同様に5月6日まで臨時休業を要請。なお、幼稚園・幼稚園型認定こども園の預かり保育は必要に応じて設置者で判断。

〈県立学校の取扱い〉

登校可能日	週1日(第5学区は週2日を上限とし、学習支援のための補習を認める)とし、午前中の設定を原則とするが、当面の間、設定しない。
登校時間	通勤時間帯を避ける
下校時間	午前中で下校
授業時間	実施しない
部活動	実施しない
在校生・新入生説明会	4月8日午前中に在校生説明会(学年別に時間を変えて実施)、4月8日午後から新入生説明会 いずれも最少人数で簡素化し、感染防止の措置を講じた上で実施(例:参加人数の精選、時間短縮等)
その他	・学習機会を保障するための学習支援の実施、臨時休業期間中における児童生徒の心のケア、児童生徒の運動不足の解消に向けた対策の検討 ・学校以外の公園での運動等を除く、不要不急の外出を自粛

(2) 県内大学

県立大学をはじめ、県内大学については、5月6日まで臨時休業を要請。

(3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

○高専、私立小中高、専修学校・各種学校

県立学校の取扱いと同様に、5月6日まで臨時休業を要請

○私立幼稚園・幼稚園型認定こども園

県立学校の取扱いと同様に、5月6日まで臨時休業を要請。なお、やむを得ない預かり保育は実施することも可

3 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

○高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設について、感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の継続を要請

○通所・短期入所サービス利用者については、家庭での対応が可能な場合などは、可能な限り利用の自粛を要請

○通所・短期入所事業所において必要な場合には、代替サービスである訪問系サービスの利用を要請し、その提供が円滑に行われるよう事業者間の連携強化を要請

○面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き、中止すべきことを要請

(2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

○感染防止対策を厳重に徹底した上で、原則として、保育サービス等の事業の継続を要請

○利用者には、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り利用の自粛を要請

○保育所においては、電話での育児・健康相談等を実施して在宅での保育の支援を要請

4 社会教育施設等

○県内全ての社会教育施設に対し、休館（屋外施設の利用は可）又は休業を要請

○主な施設の対応

・県立美術館、芸術文化センター等の施設については、4月8日から5月6日まで休館（屋外施設の利用は可）

5 県立都市公園

○県立都市公園の屋内施設、運動施設、遊具及び駐車場については、5月6日までの間、閉鎖する。ただし、公園そのものは開園する。

○併設のレストラン・売店等については、運営事業者に営業自粛を要請

6 5以外の県立公園等

○下記の県立公園等について、4月14日から5月6日までの間は休園とする。

○併設のレストラン・直売所等については、運営事業者に営業自粛を要請

・県立公園あわじ花さじき、兵庫楽農生活センター、県立フラワーセンター、県立但馬牧場公園、県立三木山森林公園、各県立ふるさとの森公園、県立六甲山ビジターセンター

7 事業者への休業要請等（令和2年4月15日～5月6日）

(1) 遊興施設等の休業等

- ・県内における一層の感染拡大防止に向け、遊興施設、運動施設・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、商業施設、学校、大学・学習塾等については、休業を要請
- ・休業要請を行った事業者について、休業による影響を受けるため、国の緊急経済対策の持続化給付金に加え、県・市町が協調して一定の経営継続支援金を支給

(2) 遊技施設等への休業要請（法第45条第2項、第4項）

- ・休業要請の対象で使用を継続している施設について、使用の継続を行う場合に新型コロナウイルスのまん延につながるおそれがあると認められる施設に対して休業要請を行うとともに、施設名等を公表

(3) 社会生活を継続するうえで必要な施設の事業継続

- ・社会生活を継続するうえで必要な医療施設、スーパー・コンビニ等の生活必需物資販売施設、飲食店（朝5時から夜8時までの営業、酒類の提供は夜7時まで）、宿泊施設、交通機関、金融機関、官公署、メディア、葬儀場、理美容店等については、事業継続を要請
- ・保育所、学童クラブ、介護老人保健施設等についても、事業継続を要請（ただし、通所又は短期間入所の利用者は、家庭での対応が可能な場合には利用の自粛を要請）

(4) 大型連休期間における追加措置

- ・行楽を主目的とする宿泊施設、その他必要な施設について大型連休中の休業を追加要請

8 事業活動への支援等

○中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関
（相談件数：1,799件（4月23日時点））

○金融機関への配慮要請

- ・既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等

○企業等の事業継続支援

ア 中小企業融資制度による対応

- ・融資目標額の引き上げ（3,600億円→1兆円（+6,400億円））
- ・信用保証における審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・新型コロナウイルス対策資金、経営活性化資金、借換資金、危機対応資金を提供
（保証承諾実績（4月23日時点）：3,600件、78,658百万円）

・新型コロナウイルス感染症対応無利子資金

国の利子・保証料軽減制度に連動した融資制度を新設

（限度額：3,000万円、当初3年間無利子、保証料軽減）

・セーフティネット保証5号対象外業種について保証対象へ追加（5月上旬～）

- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用

イ 休業要請事業者経営継続支援事業

国の持続化給付金に加え、県・市町が協調して経営継続支援金を支給

（中小法人100万円、個人事業主50万円（飲食店・宿泊業：法人30万円、個人15万円））

ウ 持続化給付金の活用

対象：売上が50%以上減少した事業者、上限額：法人200万円、個人事業主100万円

エ 雇用調整助成金の活用

- ・ 4月1日から特例措置により拡充
(①助成率引上(大企業1/2→2/3、中小2/3→4/5)、②雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象)
※解雇等を行わない場合は、大企業3/4、中小9/10
- ・ 4月10日以降申請書類の大幅な簡略化
(①記載事項を約5割削減、②添付書類の削減等)
- ・ 兵庫労働局助成金デスクによる相談

○生活福祉資金特例貸付の拡充

- ・ 3月25日から新型コロナウイルス特例貸付として、貸付の対象世帯を、低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施

9 事業継続等の要請

○関係団体を通じ企業等に対し接触機会低減の取組を要請

- ・ 在宅勤務(テレワーク)や、テレビ会議の利用などにより、原則として出勤者の7割削減
- ・ 職場での「3つの密」(密閉、密集、密接)の回避
- ・ 職場内の換気の励行、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除

○飲食料品・生活必需物資供給、食堂・レストラン、金融・物流運送など、県民の安定的な生活の確保や社会の安定の維持に必要なサービスについて、来客及び従業員に対する感染防止措置を徹底

○業界団体を通じ、スーパーマーケット等における来店者の密接防止策の取組を要請(4/24)

○食料の安定供給については、関係者の事業継続を要請

10 イベントの開催自粛要請等

- イベント・集会等については、集団感染のリスクが懸念され、人の密集が生じることなどから原則として、中止・延期を要請
- 開催の必要があると判断する場合は、感染予防措置の徹底、密閉空間・密集場所・密接場面の「3つの条件」の回避などの対応を要請
- 大型連休期間において、観光施設等に人が集中するおそれがあるので、当該施設におけるイベントの中止等を要請

11 外出自粛要請(法第45条第1項)

○生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことを要請

- ・ 特に、東京、大阪などの人口密集地との不要不急の往来の自粛
- ・ 夜間から早朝にかけて営業し接客を伴う飲食店、カラオケなどの利用の自粛
- ・ 不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛
- ・ 特に、大型連休期間における外出の自粛

○自粛の対象とならない外出の例は、次の通り

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、事業継続に必要な最小限度の職場への出勤、屋外での運動、散歩 等

○「三つの密」(密閉、密集、密接)が重なる懸念のある集会・イベントへの参加自粛を要請

12 海外からの帰国者への対応

- 指定された場所（自宅など）での14日間の待機
- 保健所等による健康観察への協力
- 咳や発熱等の症状が現れた場合の帰国者・接触者相談センター（健康福祉事務所・保健所）への相談
- 入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

13 風評被害対策等

- 医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害を防止するとともに、憶測やデマなどに惑わされないよう、冷静に対処
- 医療機関、スーパー、金融機関など県民生活に必要な施設等は営業を継続することから、食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう冷静に対応

14 庁内の対応等

- 職員の在宅勤務の活用による出勤者の原則7割削減を目指す
- 職員の感染予防対策
 - ・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用
 - ・50人以上の会議の原則自粛
 - ・会議・打合せ等でのマスク着用
 - ・テレビ会議システム活用機会の拡充
 - ・県民への窓口業務等については、職場環境に応じて、密閉、密集、密接とならないような方法により実施
 - ・各職場における感染防止策の徹底
 - ・庁内連携によるコールセンター・健康福祉事務所等の体制強化
- 市町職員の在宅勤務の活用による出勤者7割削減の要請

ひょうご緊急雇用対策プログラム

兵庫県会計年度任用職員（ひょうご緊急雇用対策事務員）の募集

新型コロナウイルス感染症の影響により、就職内定を取り消された方や、会社都合により雇用をうち切られた方を対象に、会計年度任用職員の募集を行います。

1 職名・採用予定人員等

- (1) 職名 ひょうご緊急雇用対策事務員
- (2) 採用予定人員 100名
- (3) 職務内容 一般行政事務（県の各種事業・事務に従事）
- (4) 勤務場所 兵庫県の本庁舎または県内の県民局・県民センター・地方機関

2 受験資格

次の(1)、(2)に該当する者

- (1) 令和2年度の就職内定を得ていた者で、内定を取り消された者のうち、以下のいずれかに該当する者
 - ① 兵庫県内在住者又は帰省先が兵庫県内の者
 - ② 兵庫県内大学等に在籍中または在籍していた者
- (2) 令和2年2月以降に、会社都合により雇用をうち切られた者のうち、以下のいずれかに該当する者
 - ① 兵庫県内在住者又は帰省先が兵庫県内の者
 - ② 直近の勤務先が兵庫県内であった者

3 申込期間等

申込期間	令和2年4月27日（月）～ 5月8日（金） ※採用予定人員に満たない場合は、随時募集を行います。
試験日	令和2年5月12日（火）【合格発表：5月14日（木）】
試験場所	兵庫県庁付近の会場または県内の県民局・県民センター
任用期間	令和2年5月18日（月）～ 令和3年3月31日（水）
選考方法	所定の応募書類及び面接試験による選考

4 勤務条件等

(1) 報酬

- ① 月額（地域手当に相当する報酬を含む）
1級地 154,400円～168,800円 2級地 150,200円～164,100円
3級地 147,400円～161,000円
※報酬額は当該職務と類似の職務の経験年数に応じ個別に決定
- ② その他手当等
期末手当、通勤交通費 等

(2) 勤務時間

週29時間（原則7時間15分×週4日）

5 受験申込手続等

- (1) 試験案内配布等 4月27日（月）以降（県HP「採用試験のページ」からダウンロード）
（配布場所）本庁舎1号館・2号館受付及び企画県民部管理局人事課、県民局・県民センター

緊急事態措置等に関する自動応答サービス（Chatbot）の導入について

1 趣旨・目的

兵庫県緊急事態措置コールセンター等に多く寄せられている定型的な問い合わせに回答する AI (Chatbot) を活用した自動応答サービスを導入し、相談に関する県民の利便性向上を図る。

2 運用開始日時

4月24日（金）19時

3 URL

<https://cb3-hyogo-saigaitaisaku.cbx.ai/>（県HPにリンクを掲載）

※兵庫県 緊急時用トップページ運用中は、当該ページにリンクを掲載

4 情報内容（例）

○新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針の内容

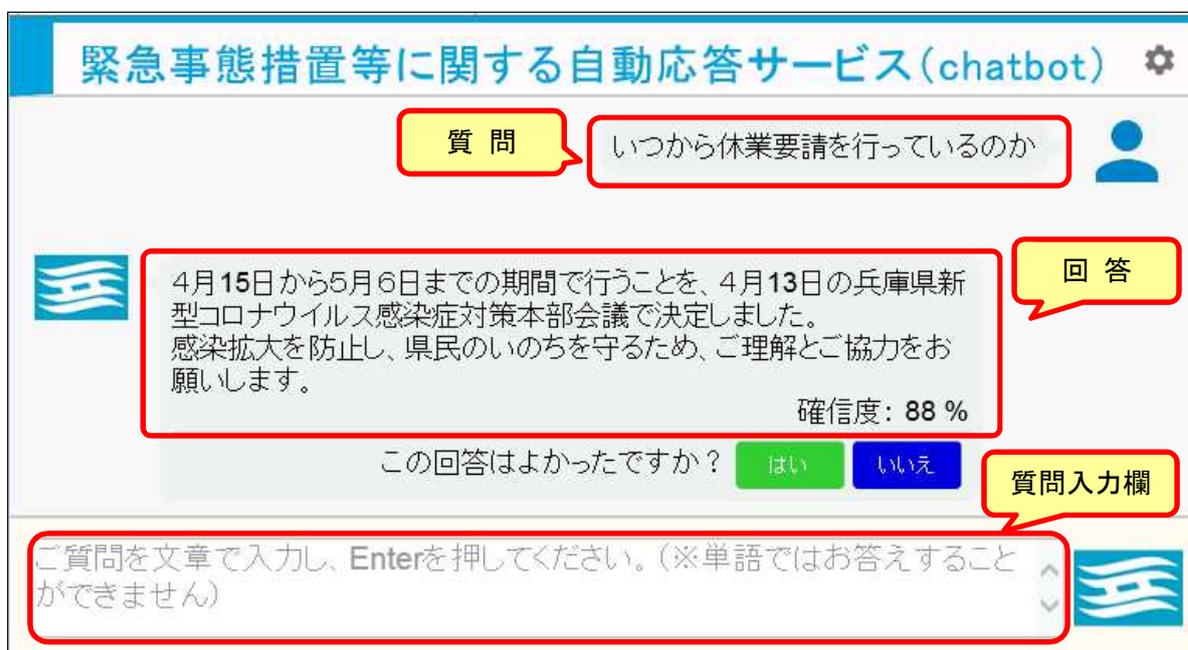
○休業要請の対象施設

○休業要請に応じて頂いた事業者への支援内容 等

※ 運用開始時点で約 40 項目に回答

※ 今後、随時内容を更新し、FAQ 項目数の増加や内容の充実を図る。

（画面イメージ）



【参考】「緊急事態措置等に関する Q&A」の情報発信

「緊急事態措置等に関する Q&A」を県 HP に掲示するとともに、「兵庫県-新型コロナ対策パーソナルサポート」(県 LINE 公式アカウント)からのリンクを設定(4月17日～)